

NO10 荘園公領制の極意

荘園の POINT

10 世紀になると、班田収授は実施されず、租や調・庸の徴収ができなくなり、律令政治の衰退がはっきりしてくる。こうした事態に政府はどう対応したか。政府は収入の不足分をどのように補ったのか、

NO76 9・10 世紀の地方支配 2017 本

9・10 世紀の地方支配に関して述べた次の文 XY について、その正誤の組合せとして正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。

X 9 世紀前半には、大宰府管内に公営田が設置され、直営方式による財源の確保がはかられた。

Y 10 世紀前半には、荘園整理令が發布され、記録荘園券契所（記録所）が設置された。

① X 正 Y 正 ② X 正 Y 誤

③ X 誤 Y 正 ④ X 誤 Y 誤

正解→荘園整理令は 1045 年だから 11 世紀のことだ。②が正解。

1045 年 記録荘園券契所設置

NO77 国司の任国支配 正誤問題 2003-追

国司の任国支配について述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

① 任国内の課税対象となる土地を名という単位にわけ、そこから租税を徴収するようになった。○

② 都から任国内に在庁官人を派遣して、政務の処理に当たらせるようになった。✖

③ 任国内の公領を郡・郷・保などの所領の単位に再編成していった。○

④ 押領使・追捕使などとともに、国内の治安維持に当たるようになった。○

答→②都から派遣されたのは在庁官人でなく→目代である。在庁官人は実務を執り行った。

NO78 寺院と国家の関係 2011 本

寺院と国家の関係に関して述べた次の文 I～III について、古いものから年代順に正しく配列しなさい。

I 開発領主のなかに、国司の圧迫を逃れようとして有力寺院などに田地を寄進する者が現れるようになった。

II 有力寺院が下級僧侶を僧兵に組織し、神木や神輿を立てて、自分たちの要求を通すため朝廷に強訴するようになった。

III 有力寺院の初期荘園が、律令制的支配の衰えとともに衰退していった。

正解→III-I-II。

NO79 墾田永年私財法

墾田永年私財法に関連して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

① この法令をきっかけとして広がった荘園を、初期荘園とよぶ。

② この法令をきっかけとして、貴族や大寺社の荘園が広がった。

③ この法令をきっかけとして開墾された田地にも、租が課せられた。

④ この法令をきっかけとして広がった荘園では、おもに奴婢が耕作した。

答→④

NO80 10 世紀以後の土地支配 2009-本

10 世紀以後の国家による土地支配に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

① 10 世紀初めを最後に、全国的な班田収授は命じられなくなった。

② 耕地を名という単位に編成し、有力農民に耕作を請け負わせた。

③ 国家の財源を確保するため、初期荘園の開発を奨励した。

④ 国司に一定額の租税の納入を請け負わせ、地方支配を一任した。

正解→③ 初期荘園は 8～9 世紀王臣家や寺社が開発したもの、10 世紀までに衰退。

NO81 9～10 世紀の貴族の地方支配 2013 本

9～10 世紀の貴族による地方支配に関わる出来事について述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

① 受領の圧政を訴えるため、「尾張国郡司百姓等解文」が朝廷に提出された。○

② 桓武天皇は、諸国に検非違使を派遣して、国司や郡司の交替を監督させた。✖

③ 醍醐天皇は、荘園の増加をおさえるため、延喜の荘園整理令を出した。○

④ 東国と西国で、同時期に平将門と藤原純友による大規模な乱が起こった。○

誤文→②検非違使は都の警備

(3)国政改革 10 世紀 →名田の形成

延喜の治⇒醍醐天皇 【 **延喜の荘園整理令** 】902 勅旨田の禁止、貴族・寺社の土地集積禁止

①税制改革

国司に一定額の税の納入を請け負わせて、一国内の統治をゆだねる方針に転換。

強大な権限を得た国司は、**有力農民**＝【 **田堵** 】と契約を結び、一定期間に限って公田の耕作を請け負わせ、従来の租・庸・調に見合う⇒【 **官物** 】（年貢）や

【 **臨時雑役** 】（公事・夫役）などの税を、請け負った面積に応じて徴収した。

*年貢＝米や絹など、公事＝手工業製品や特産物、夫役＝労役

②国司制の変化

私財を提供して【 **成功** 】【 **重任** 】で国司になる者が増える（平家が典型）。

【 **受領** 】…国司の最上級者（守・介）、徴税請負人の性格

「尾張国郡司百姓等解文」⇒尾張守【 **藤原元命** 】の暴政を訴える

【 **遙任** 】…赴任せずに受領としての収入だけ受け取る、11 世紀以降増加

【 **目代** 】…留守所に代わりに派遣、【 **在庁官人** 】が実務をになう

N082 国司の生活や政務 2014—本

国司制度とその変容に関して述べた次の文 a～d について、正しいものの組合せを、下の①～④のうちから一つ選べ。

- a 国司は、中央から諸国に派遣され、国府を拠点として統治にあたった。○
 b 国司は、任地における土木工事や雑用に奉仕させるために、庸を徴収した。
 →✖臨時雑役
 c 平安時代には、在京したまま任国に下向しない国司のことを在庁官人とよんだ。
 →遙任✖
 d 平安時代には、在京の国司は目代を任国に派遣し、政務を担当させるようになった。
 ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

正解→②

N083 郡司 2015 本 年代整序

郡司に関して述べた次の文 I～III について、古いものから年代順に並び替えよ。

- I 軍団・兵士の廃止にともない、郡司の子弟などが健児に採用された。
 II 大宝令の施行をうけて、地方の豪族は郡司として行政にあたった。
 III 尾張国の郡司が、百姓とともに国司藤原元命の暴政を訴えた。

正解→II-I-III

N084 元命のころの国司 1998—本

元命のころの国司について述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 朝廷は国司に徴税を任せ、地方支配を請け負わせるようになった。
 ② 上級貴族や寺社は知行国主として一国の支配権を与えられ、その国守には在地豪族を推挙した。
 ③ 赴任しないで京に住み、かわりに目代を派遣して政治を行う者が多くなった。
 ④ 任国におもむいた最上級の国司は受領と呼ばれ、巨額な私産を蓄える者も現れた。

正解→②

N085 国司制度の変遷 2003—追

国司の任期や権限について述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 国司や任期を延長し、在任し続けることを遙任とよんだ。
 ② 勘解由使という令外官が置かれ、国司の交替を監督した。
 ③ 国司は、任国内から兵士を挑発し、軍団で訓練を受けさせる権限をもっていた。
 ④ 国司は、任国内の農民を雑徭という労役に従わせる権限をもっていた。

正解→①

の

N086 受領の任国支配 2003—追

受領の任国の人々と摩擦を引き起こすについて述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 地方の豪族は、受領の徴税に対抗するため、所領を荘園とし、自ら荘園領主となった。

- ② 地方の武士は、伴という組織を作り、受領やその従者に武力で抵抗した。✖
 ③ 地方の商人の中には、租税を軽減してもらうため、受領に成功という賄賂を贈る者がいた。商人が✖
 ④ 地方の農民の中には、受領の非法を中央の政府に訴え、その罷免を要求する者がいた。
 正解→④

N087 鹿子木の事（史料）2015 本

史料文を読んで、正しいものを一つ選べ。

鹿子木の事

- 一、当寺（注2）の相承は、開発領主沙弥（注3）寿妙嫡々相伝の次第なり。
 一、寿妙末流高方（注4）の時、権威を借らんがために、実政卿（注5）を以て領家と号し、年貢四百石をもって割き分かち、高方は庄家領掌進退の預所職となる。
 一、実政の末流願西（注6）微力の間、国衙の乱妨を防がず。この故に願西、領家の得分二百石を以て、高陽院内親王（注7）に寄進す。……これ則ち本家の始めなり。
 （注1）鹿子木：肥後国（熊本県）にあった鹿子木荘。（注2）当寺：教王護国寺のこと。
 （注3）沙弥：在俗の僧（注4）高方：中原高方
 （注5）実政卿：藤原実政。当時大宰大式であった。
 （注6）願西：藤原隆道の法名。藤原実政の曾孫。
 （注7）高陽院内親王：鳥羽天皇の皇女。
 ① 開発領主寿妙の寄進により、藤原実政が領家となった。
 ② 開発領主寿妙の孫中原高方は、現地を管理する預所となった。
 ③ 実政の曾孫願西は、国衙の干渉を防ぐため、収益の一部を寄進した。
 ④ 実政の曾孫願西の寄進により、高陽院内親王が本家となった。

正解→①実政卿（注5）を以て領家と号し。

(1)初期荘園の発生… **壘田永年私財法** 743 荘園は **輸租田** (租を納める田地)
 →土地の私有化が公認され貴族・寺社・地方豪族らが、国司、郡司の協力で広大な原野を占有。

→農民に土地を貸し、1/5の借地料 (**地子**) をとる **賃租** 経営。
 初期荘園には**専属の農民がいなかった**ため、上記のような経営形態が主だった。

(2)班田制の崩壊

成年男子に課せられた**調・庸**は中央政府の財源であった。農民の**浮浪・逃亡・偽籍**の横行→戸籍の作成が困難 **902年を最後に班田励行の史料はみられなくなった。**

①桓武天皇の改革

班田を6年1班→【 **12年 1班** 】へ、公出挙の利息を5割から3割へ、雑徭の負担半減へ

②政府機関による土地経営で財源確保へ

【 **公営田** 】823→ **太宰府**、官田879、【 **勅旨田** 】→**皇室財政**
 ここで**調・庸**などの人頭税（個人に対する課税）が出来ない以上、徴税は見直され、
 →**名**の形成へと移る。

(4)寄進地系荘園の発達 11世紀

【**開発領主**】の成長…国司や荘園領主から名田経営を請け負っていた有力な田堵（**大名田堵**）の中には、開発によって一定地域を支配する領主に成長する者も現れ、11世紀には【**開発領主**】と呼ばれるようになった。

【**寄進地系荘園**】…開発領主は税負担を逃れるため、中央の権力者に寄進、寄進を受けた権力者は⇒【**本家**】・

→【**領家**】とよばれ、開発領主は【**荘官**】となる。

駿台予備校講師の○田○治が、独立して○田予備校を設立。学生がたくさん来ないと倒産の危機。また収入を少なく申告して税金を逃れていないか？とお上（**国司**）からにらまれることもある。そこで○田は政治家の力（**領家**）を借りるわけだ。政治家の力はその政治家の派閥のボス

（**本家**）もいる。これが**寄進地系**荘園のメカニズムだ。わが予備校を学校法人にして税制上の優遇処置をとって貰えれば【**不輸**の権】が手に入る。また、【**不入**の権】を認めて貰えれば、国司が派遣する役人【**検田使**】も手出しができなくなるわけだ。

【**国衙領**】…国司は開発領主の支配領域を郡・郷・保とする。

開発領主は【**郡司**】

【**郷司**】【**保司**】として現地を管理し徴税する。